尾鷲都市計画事業の事業計画変更の認可図書(写し)を縦覧します。

尾鷲都市計画事業の事業計画変更の認可について

尾鷲都市計画事業の事業計画の変更認可の回答を受けて市は、都市計画法第62条第2項の規定により、事業認可図書（写し）の縦覧を行います。

１　縦覧期間：令和５年１月１７日から令和９年３月３１日まで

　　　　　　　（ただし、土・日、祝日は除きます）

２　時　　　間：午前８時３０分～正午と午後１時～午後5時１５分

３　場　　　所：尾鷲市環境課（クリンクルセンター）

４　お問合せ先：尾鷲市環境課（クリンクルセンター）

　　　　　　　　℡０５９７－２２－０６０５